上天草市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、高齢者の交通事故防止対策の一環として、運転免許証を自主返納する高齢者に対し、日常生活における移動手段として公共交通機関の利用促進を図る上天草市高齢者運転免許証自主返納支援事業による支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　運転免許証　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「道交法」という。）第９２条第１項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。

（２）　自主返納　道交法第１０４条の４第１項の規定により、運転免許証の交付を受けた者が全ての免許の取消しを熊本県公安委員会に申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

（３）　申請による運転免許の取消通知書　道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第３０条の９第４項の規定により交付される運転免許の取消通知書をいう。

（４）　路線バスＩＣカード　肥銀カード株式会社が発行し、路線バス事業者が販売するくまモンのＩＣカードをいう。

（５）　地区乗合タクシー　上天草市地域公共交通会議で決定し、九州運輸局長から認可を受けた地区を本市との協定に基づき運行するタクシーをいう。

（６）　運転経歴証明書　道交法第１０４条の４第６項の規定により交付される運転経歴証明書をいう。

（支援の対象者）

第３条　支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満６５歳以上の者で、運転免許証を自主返納したものとする。

（支援の内容）

第４条　支援の内容は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

（１）　路線バスＩＣカード（２，０００円分。保証料５００円を含む）（以下「ＩＣカード」という。）の交付

（２）　地区乗合タクシー利用券（１００円券２０枚）（以下「利用券」という。）の交付

（支援の申請）

第５条　支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（別記様式）及び申請による運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴証明書の写しを市長に提出しなければならない。ただし、当該申請は、対象者１人につき１回限りとする。

２　前項の申請は、申請による運転免許の取消通知書の交付を受けた日から起算して６月以内に行わなければならない。

（支援の決定）

第６条　市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援を決定したときは、申請者にＩＣカード又は利用券を交付する。

（支援の取消し及び返還）

第７条　市長は、申請者が偽りその他不正手段により支援の決定を受けた場合は、当該支援を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定による支援の取消しを行った場合は、当該取消した者に対し、ＩＣカードにあっては支援相当額、利用券にあっては未使用の利用券及び使用された利用券がある場合は当該利用券額面相当額の返還を命ずることができる。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。